



2025年6月27日

各位

会社名 コムシスホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役社長 田 辺 博
(コード番号 1721 東証プライム市場)
問合せ先 総務部長 後藤 成人
(TEL: 03-3448-7100)

譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、下記のとおり、譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分（以下「本自己株式処分」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 処分の概要

(1) 処 分 期 日	2025年7月22日
(2) 処分する株式の種類及び数	当社普通株式 104,654 株
(3) 処 分 価 額	1 株につき 3,264 円
(4) 処分価額の総額	341,590,656 円
(5) 募集又は割当方法	特定譲渡制限付株式を割当てする方法
(6) 出資の履行方法	金銭報酬債権の現物出資による
(7) 割当ての対象者及びその人数並びに割当てる株式の数	<勤務継続型譲渡制限付株式報酬制度> 当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）及び当社完全子会社の取締役 45 名 25,793 株 <業績連動型譲渡制限付株式報酬制度> 当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）、当社完全子会社の取締役及び執行役員 122 名 78,861 株
(8) その他	本自己株式処分については、金融商品取引法に基づく臨時報告書を提出しております。

2. 処分の目的及び理由

<勤務継続型譲渡制限付株式報酬制度>

当社は、2020年5月13日開催の取締役会において、当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除きます、以下「対象取締役」といいます。）に対し、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、対象取締役に対する新たな報酬制度として、「譲渡制限付株式報酬制度」（以下「勤務継続型譲渡制限付株式報酬制度」または「本制度（Ⅰ）」といいます。）を導入することを決議し、また、2020年6月26日開催の第17回定時株主総会において、本制度（Ⅰ）に基づき、対象取締役に支給する金銭報酬債権の総額は年額100百万円以内、対象取締役が発行または処分を受ける当社普通株式の総数は年40,000株以内、譲渡制限期間を30年間とすることにつき、ご承認いただいております。

また、当社の株主総会における対象取締役に対する本制度（Ⅰ）の承認決議を受け、当社完全子会社の取締役に対しても、同制度を導入することを決定しております。

<業績連動型譲渡制限付株式報酬制度>

当社は、2025年5月9日開催の取締役会において、対象取締役に対し、対象取締役の報酬と業績及び当社の株式価値との連動性をより明確にし、当社の中長期的な業績及び企業価値向上への貢献意識を高めるとともに、対象取締役の当社株式の保有を促進することにより株主の皆様との利益共有を一層進めることを目的として、「業績連動型譲渡制限付株式報酬制度」（以下「本制度（Ⅱ）」といいます。）を導入することを決議し、また2025年6月27日開催の第22回定時株主総会において、2017年6月29日開催の第14回定時株主総会で承認された報酬額である年額400百万円以内の範囲内で、新たに本制度（Ⅱ）を導入し、本制度（Ⅰ）に係る報酬枠とは別枠で、対象取締役に支給する金銭報酬債権の総額は年額100百万円以内、対象取締役が発行または処分を受ける当社普通株式の総数は年40,000株以内、譲渡制限期間は割当てを受けた日より当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除きます。）の地位を退任した直後の時点または当社取締役会が定める時点のいずれか遅い時点までの間とすることにつきご承認いただいております。

また、当社の株主総会における対象取締役に対する本制度（Ⅱ）の承認決議を受け、当社完全子会社の取締役及び執行役員に対しても、同制度を導入することを決定しております。

本日、当社及び当社完全子会社の取締役会において、本制度（Ⅰ）としては、対象取締役及び当社完全子会社の取締役（以下「対象取締役等（Ⅰ）」といいます。）45名に対し、金銭報酬債権合計84,188,352円を支給し、対象取締役等（Ⅰ）が金銭報酬債権の全部を現物出資の方法によって給付することにより、譲渡制限付株式として当社普通株式25,793株を割当て（以下「本割当株式（Ⅰ）」といいます。）、また、本制度（Ⅱ）としては、対象取締役、当社完全子会社の取締役及び執行役員（以下「対象取締役等（Ⅱ）」といいます。対象取締役等（Ⅰ）と対象取締役等（Ⅱ）を総称して以下「対象取締役等」といいます。）122名に対し、金銭報酬債権合計257,402,304円を支給し、対象取締役等（Ⅱ）が金銭報酬債権の全部を現物出資の方法によって給付することにより、譲渡制限付株式として当社普通株式78,861株を割当てる（以下「本割当株式（Ⅱ）」といいます。）ことを決議いたしました。なお、対象取締役等に対する金銭報酬債権の額は、当社及び当社完全子会社の業績、対象取締役等の職責等諸般の事情を総合的に勘案の上、決定しております。また、金銭報酬債権は、対象取締役等が当社との間で、以下の内容をその内容に含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結すること等を条件として支給いたします。

3. 本割当契約の概要

<勤務継続型譲渡制限付株式報酬制度>

① 譲渡制限期間

2025年7月22日～2055年7月21日（以下「本譲渡制限期間（Ⅰ）」といいます。）

② 譲渡制限の解除

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役等（Ⅰ）が、本譲渡制限期間（Ⅰ）中、継続して、当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除きます。）または当社完全子会社の取締役であったことを条件として、本割当株式（Ⅰ）の全部について、本譲渡制限期間（Ⅰ）が満了した時点をもって譲渡制限を解除します。

ただし、対象取締役等（Ⅰ）が、当社の取締役会が正当と認める理由により、本譲渡制限期間（Ⅰ）が満了する前に上記の地位を喪失した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式（Ⅰ）の数及び譲渡制限を解除する時期を必要に応じて合理的に調整するものとします。

③ 譲渡制限付株式の無償取得

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役等（Ⅰ）が、本譲渡制限期間（Ⅰ）が満了する前に当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除きます。）または当社完全子会社の取締役の地位を喪失した場合には、当社の取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、本割当株式（Ⅰ）を当然に無償で取得します。

また、本割当株式（Ⅰ）のうち上記①の本譲渡制限期間（Ⅰ）が満了した時点において上記②の譲渡制限の解除事由の定めに基づき、譲渡制限が解除されていないものがある場合には、当社はこれを当然に無償で取得します。

④ 組織再編等における取扱い

当社は、本譲渡制限期間（Ⅰ）中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会で承認された場合（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会で承認された場合または会社法第 416 条第 4 項の規定に従い委任された執行役、会社法第 399 条の 13 第 5 項の規定に従い委任された取締役の決定がなされた場合）には、当社の取締役会の決議により、本譲渡制限期間（Ⅰ）の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式（Ⅰ）について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除します。上記に規定する場合には、当社は、譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式（Ⅰ）を当然に無償で取得します。

⑤ 本割当株式（Ⅰ）の管理

本割当株式（Ⅰ）は、本譲渡制限期間（Ⅰ）中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、対象取締役等（Ⅰ）が三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社に開設した専用口座にて管理いたします。

<業績連動型譲渡制限付株式報酬制度>

① 譲渡制限期間

2025 年 7 月 22 日から当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除きます。）または当社完全子会社の取締役及び執行役員の地位を退任した直後の時点、または本割当株式（Ⅱ）の割当ての日の属する事業年度に係る当社の半期報告書が提出された時点のいずれか遅い時点までの間（以下「本譲渡制限期間（Ⅱ）」といいます。）、譲渡制限付株式割当契約により割当てを受けた本割当株式（Ⅱ）について、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈、その他一切の処分行為をすることができないものとしします。

② 譲渡制限の解除

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役等（Ⅱ）が、本譲渡制限期間（Ⅱ）中、継続して、当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除きます。）または当社完全子会社の取締役及び執行役員の地位にあったことを条件として、当社が定める業績評価期間における連結営業利益その他の当社の取締役会が予め設定した業績目標達成度に応じた数の株式について、本譲渡制限期間（Ⅱ）が満了した時点をもって譲渡制限を解除します。ただし、業績目標未達の場合には、当社は、業績評価期間終了後、下記③に基づき本割当株式（Ⅱ）の一部を無償で取得します。また、対象取締役等（Ⅱ）が、当社の取締役会が正当と認める理由により、本譲渡制限期間（Ⅱ）が満了する前に当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除きます。）または当社完全子会社の取締役及び執行役員の地位を喪失した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式（Ⅱ）の数及び譲渡制限を解除する時期を必要に応じて合理的に調整するものとしします。

③ 譲渡制限付株式の無償取得

当社は、業績評価期間終了後に業績目標未達である場合には、本割当株式（Ⅱ）のうち一部を無償で取得します。また、譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役等（Ⅱ）が、本譲渡制限期間（Ⅱ）が満了する前に、当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除きます。）または当社完全子会社の取締役及び執行役員の地位を喪失した場合には、当社の取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、本割当株式（Ⅱ）を当然に無償で取得します。さらに、本割当株式（Ⅱ）のうち上記①の本譲渡制限期間（Ⅱ）が満了した時点において上記②の譲渡制限の解除事由の定めに基づき、譲渡制限が解除されていないものがある場合には、当社はこれを当然に無償で取得します。

④ 組織再編等における取扱い

当社は、本譲渡制限期間（Ⅱ）中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社取締役会の決議により、本譲渡制限期間（Ⅱ）の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式（Ⅱ）について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除します。上記に規定する場合には、当社は、譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式（Ⅱ）を当然に無償で取得します。

⑤ 本割当株式（Ⅱ）の管理

本割当株式（Ⅱ）は、本譲渡制限期間（Ⅱ）中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、対象取締役等（Ⅱ）が三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社に開設した専用口座にて管理いたします。

4. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

発行価額につきましては、恣意性を排除した価額とするため、2025年6月26日（取締役会決議日の前営業日）の東京証券取引所における当社の普通株式の終値である3,264円としております。これは、取締役会決議日直前の市場株価であり、合理的で、かつ特に有利な価額には該当しないものと考えております。

以 上